

平成26年
10月15日
締切!

塾代助成事業 平成26年12月からの利用申請を受け付けます



大阪市こども青少年局

学習塾や文化・スポーツ教室で 月額1万円分利用できる 「塾代助成カード」を交付します

※すでに「塾代助成カード」の交付を受けている方は、別途送付の申請書(継続用)にて利用継続の手続きを行ってください。

こどもたちが学力や学習意欲を向上させるとともに、個性や才能を伸ばして成長できるよう、また、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、学習塾や文化・スポーツ教室の学校外教育サービスに利用できる「塾代助成カード」を交付します。

交付を希望される方は申請が必要ですので、この案内をご確認のうえ、申請書類を提出してください。

「塾代助成カード」とは

- 「塾代助成カード」は、あらかじめ登録された大阪市内の学習塾や文化・スポーツ教室で、授業やレッスンを受ける際に使えるカードです。
- 1人あたり月額1万円分まで利用できます。



学習塾

進学塾・補習塾・
英語教室 など



文化教室

音楽教室・絵画教室・
パソコン教室 など



スポーツ教室

野球教室・ダンス教室・
水泳教室 など

「塾代助成カード」の交付を受けることのできる方

次の2点のいずれの要件も満たす方に塾代助成カードを交付します。

●要件①

大阪市内に居住地を有しており、大阪市立中学校、大阪市立特別支援学校 中学部または大阪府立特別支援学校 中学部に通学している生徒の保護者

●要件②

平成26年度の「大阪市児童生徒就学援助制度」の認定を受けている方、または平成26年4月1日以降に生活保護の適用を受けている方

●申請書と一緒に添付していただく書類

要件①

大阪市内に居住し、
次のいずれかの中学校等に通学している

- 大阪市立中学校
- 大阪市立特別支援学校 中学部
- 大阪府立特別支援学校 中学部

+

要件②

平成26年度の
就学援助の認定を受けている または 生活保護の
適用を受けている

	添付書類
就学援助を受けている場合	平成26年度の「児童生徒就学援助審査通知書」のコピー
生活保護を受けている場合	次のいずれか ○「保護決定通知書」のコピー(決定日が平成26年4月1日以降のもの) ○平成26年度の「休日・夜間等診療依頼証」のコピー ○「生活保護適用証明書」(平成26年4月1日以降の適用期間が含まれるもの)

【お問合せ先】

大阪市塾代助成事業運営事務局

TEL 06-6452-5273 (12:00~20:00)

■ 休業日

日曜日、祝日、年末年始(12月29日~翌年1月3日)

■ 制度案内等

専用ホームページ <http://www.juku-osaka.com/>

■「塾代助成カード」について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

- ◆金額 一人当たり月額1万円の使用を上限とします。(1円単位で使用可能)
ただし、7月・8月分、12月・1月分は、それぞれ有効期間を7月から8月までの2ヶ月間、12月から1月までの2ヶ月間とし、合わせて2万円を上限とします。
(例) 12月20日から1月10日に行われる冬期集中講座を受講(受講料 2万3千円)するため、12月分と1月分の2万円分を合わせて使用する。(受講料と使用上限との差額3千円は利用者の負担)
- ◆「塾代助成カード」の利用期間 平成26年12月～平成27年3月の学校外教育サービス利用分
(申請する時期によって利用開始時期が異なります。)
- ◆交付方法 「塾代助成カード」を郵送で交付し、毎月指定期日に利用者のカードに1万円の利用額を設定します。
(7月・8月分、12月・1月分は合わせて2万円の利用額を設定します。)
- ◆形態 ICカード(ICチップを搭載した電子式証票)
- ◆使用上の注意事項 ●利用申込みや支払いの時に、学習塾や文化・スポーツ教室に「塾代助成カード」を提示してください。
●「塾代助成カード」を交換、譲渡、売買、その他不正な行為により使用することはできません。

■本事業で利用できる学習塾や文化・スポーツ教室のプログラム・・・・・・・・

大阪市内の教室であり、かつ、次のいずれかに該当する民間事業者で、事業の目的に賛同し、本事業の「参画事業者(学習塾や文化・スポーツ教室)」として大阪市に届け出を行っている事業者が提供するプログラムであること。
(1)中学生を対象として、特定の事業所に生徒を集め、集団または個別に補習、進学指導等の学習指導を行うプログラム
(2)中学生を対象として、文化活動またはスポーツ活動の訓練、練習、稽古、その他指導を行うプログラムで、小学校・中学校の学習指導要領で取り扱われている種目・分野に関するもの及びそれに準じると大阪市が認めるもの
(文化・スポーツ教室の例)

文化教室(主な分野)	スポーツ教室(主な分野)
音 楽	器械運動
美 術	陸上競技
書 写	水 泳
調 理	球 技
手 芸	(サッカー・野球・ソフトボール・バレーボール・ バスケットボール・卓球・テニス・バドミントンなど)
工 作	武 道
そろばん	(柔道・剣道・相撲・合気道・少林寺拳法・日本拳法など)
パソコン	ダンス

※家庭教師、出稽古等の訪問によるサービス及び通信教育、自宅でのeラーニング(遠隔教育)等の通信によるサービスは対象外です。
※政治活動または宗教活動を主たる目的としている等、大阪市が不適当と認めた学校外教育サービスは対象外です。

- ◆使用範囲
 - 学習塾や文化・スポーツ教室が行う授業や指導等の料金の全部または一部として使用することができます。
※ただし、参画事業者以外での教材・教具・備品・服装等の物品購入等、使用できないものもあります。
 - 参画事業者として登録されている学習塾や文化・スポーツ教室について、提供される授業や指導等の内容や利用者への安全対策等を大阪市が保証するものではありません。
 - 「塾代助成カード」は、参画事業者における学校外教育サービスの提供を受けることを保証するものではありません。
参画事業者によっては、入塾テストや面接等を実施する場合があります、その結果、サービスの提供を受けられないことがあります。

■申請期限等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

平成26年10月15日(水)(当日消印有効)

〈申請に対する通知について〉(平成26年11月下旬)

- (1) 申請要件に該当する場合…次のとおり、封筒を2通送付します。
 - ①「塾代助成カード」(カード台紙に、利用時に必要な「パスワード」が記載されています)
 - ②「塾代助成カード」の交付決定通知書、ご利用の手引き、参画事業者リスト(「塾代助成カード」が利用できる学習塾や文化・スポーツ教室の一覧)等の必要書類
- (2) 申請要件に該当しない場合…「不交付決定通知書」のみを送付します。

平成26年10月16日(木)以降は、平成27年1月15日(木)まで随時申請を受け付けています。
「塾代助成カード」のご利用は、申請書類を提出した月(毎月15日締め)の翌々月分からとなります。

運営事務局への申請書提出日(当日消印有効)	申請に対する通知	「塾代助成カード」利用開始月
～平成26年10月15日(水)	平成26年11月下旬	平成26年12月
10月16日～11月15日	平成26年12月下旬	平成27年1月
11月16日～12月15日	平成27年1月下旬	平成27年2月
12月16日～1月15日	平成27年2月下旬	平成27年3月

この申請書で申請できるのは、平成26年12月～平成27年3月利用開始分の「塾代助成カード」です。
この期間以外のご利用については、運営事務局までお問い合わせください。

■申請方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

◆提出いただく書類

- (1) 交付申請書(第1号様式)
記入例にならって、漏れのないように記入、押印、顔写真(「塾代助成カード」に使用)を貼付してください。
- (2) 申請要件確認書類

	添付書類
就学援助を受けている場合	平成26年度の「児童生徒就学援助審査通知書」のコピー ※紛失や申請中等により通知書のコピーを提出できない場合は、「申出書(運用様式第4-2号)」を専用ホームページよりダウンロードし、印刷・ご記入のうえ提出してください。 ダウンロードできない場合は運営事務局へお問い合わせください。
生活保護を受けている場合	次のいずれか ・「保護決定通知書」のコピー(決定日が平成26年4月1日以降のもの) ・平成26年度以降の「休日・夜間等診療依頼証」のコピー ・「生活保護適用証明書」(平成26年4月1日以降の適用期間が含まれているもの)

※交付申請書に書き漏れや誤りがあった場合や、添付書類が不足している場合は、「塾代助成カード」の利用開始月が遅れることがありますので、記入漏れ・封入漏れがないように、よく確認して提出してください。

◆送付先

(同封の封筒に切手を貼って郵送してください)
〒530-8693 日本郵便株式会社 大阪北郵便局 私書箱435号
「大阪市塾代助成事業運営事務局」宛

■留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

- ◆生活保護制度における収入認定について
 - 「塾代助成カード」の利用は、収入として認定されるものではありません。
- ◆個人情報の閲覧について
 - 交付申請された方について、交付要件を確認するため、大阪市児童生徒就学援助制度被認定者情報もしくは生活保護受給情報、通学校への在学の有無に関する関係公簿等を閲覧することがあります。
 - 参画事業者からの不正請求を防止するため、参画事業者へ訪問し、書類などにより通塾等の状況を確認することがあります。
- ◆利用に関するご相談
 - 「塾代助成カード」の利用が少ない利用者の方に対して、利用の促進を目的として、「支援員」が必要に応じて電話をかけることがあります。個人情報の保護は遵守されますので、「塾代助成カード」のご利用に関してご不明な点等があれば、お気軽にご相談ください。

「塾代助成カード」の利用方法

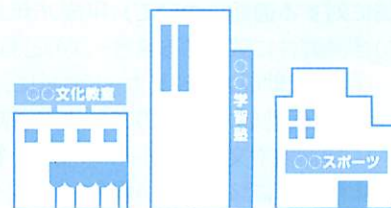
利用先を選択する

「参画事業者リスト」から、利用したい学習塾や文化・スポーツ教室を選んでください。

1

- 参画事業者リストは、交付決定後利用者に送付します。
- 参画事業者リストは毎月更新されます。
- 新たに登録された学習塾等は参画事業者リストで確認してください。
- 参画事業者リストは下記の専用ホームページでも確認することができます。

大阪市塾代助成事業 専用ホームページ ▶ <http://www.juku-osaka.com/>



学習塾等への申込み

「塾代助成カード」を学習塾等に提示してください。

2

- 「塾代助成カード」は、カードに記載されている利用者本人のみ利用することができます。
(サービスの申込み時、支払い時に、参画事業者において利用者の本人確認を行います)



学校外教育サービスを受ける

学習塾や文化・スポーツ教室の授業や指導を受けてください。

3

- 参画事業者リストに記載された学習塾や文化・スポーツ教室でサービスを受けることができます。



「塾代助成カード」で支払い

塾代等の支払いの際に、学習塾等に「塾代助成カード」を提示してください。

4

- 1ヶ月に使用できる金額は毎月1万円までです。(1円単位で利用可能)
- ※参画事業者により、サービス提供前に支払いを行う場合もあります。



利用実績を確認する

毎月15日頃に利用明細を送付します。

5

- サービス利用月の3ヶ月後の15日頃に、運営事務局より利用明細を発行します。
- 利用実績の内容を確認し、誤りがある場合は運営事務局へご連絡ください。



【お問合せ先】

大阪市塾代助成事業運営事務局

TEL 06-6452-5273 (12:00~20:00)

■ 休業日

日曜日、祝日、年末年始(12月29日~翌年1月3日)

■ 制度案内等

専用ホームページ <http://www.juku-osaka.com/>